

外務省

外務省

表9 - 1 外務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	外務省における政策評価の基本計画（平成20年3月5日策定） 平成20年10月1日改正	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成20年度から24年度までの5年間
	事前評価の対象等	対象は、以下の政策とする。 イ 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策 ロ 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策 ハ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策
	事後評価の対象等	実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする。また、これらに加えて、必要と認められる政策については総合評価方式等を用いた評価を行うこととする。 計画期間内において事後評価の対象となる政策は、法第7条に規定されている要件に該当する政策を含め、実施計画に明記することとする。ただし、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して、必要と考えられる場合には適時に評価を行うものとする。
	政策評価の結果の政策への反映	各政策所管局課は、政策評価と予算・決算の連携を踏まえつつ、政策評価に基づき、その結果を政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）等）に反映させる。 総合外交政策局総務課及び政策企画室は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的な審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。 大臣官房総務課、人事課及び会計課は、政策評価の結果を、予算、定員・機構要求等に活用する。
国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、大臣官房考査・政策評価官室とする。 外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設ける。 これら意見・要望等については、大臣官房考査・政策評価官室にて、外務省としての評価制度の改善に活用するとともに、必要に応じて関係課に通知し、各関係課が自己評価を行う上で参考材料として活用する。	
実施計画の名称	平成21年度（平成20年度を対象とした）外務省政策評価実施計画（平成20年7月28日策定）	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	7の基本目標に係る24の施策、47の具体的施策
	未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	未着手：政府開発援助1案件 未了：政府開発援助17案件
	その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表9 - 2 外務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数	
事前評価		政府開発援助：46件 〔表9-3-ア、イ〕 政府開発援助：19件 〔表9-3-ウ〕	実施が妥当	46 19	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定） うち概算要求に反映（することを予定）	46 19 46 19
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	総合評価方式：24件 〔表9-3-エ〕 { 総合評価方式：24件 } 〔表9-3-オ〕	目標を達成した	0	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1
			目標の達成に向けて相当な進展があった	9	うち概算要求に反映	1
					評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	23
					うち概算要求に反映	23
			目標の達成に向けて進展があった	15	政策の重点化等	11
	評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した 【廃止・休止・中止】	0				
	目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった	0	機構・定員要求に反映したもの	21		
うち機構要求に反映			14			
うち定員要求に反映			21			
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	政府開発援助：1件 〔表9-3-カ〕	継続が妥当	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	政府開発援助：24件 〔表9-3-キ〕	継続が妥当	24	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	24	
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	-	-	-	-	

（注） 1 { } は、評価実施中のもの（外数）である。

2 は、平成19年度に評価結果が公表され、「平成19年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表9 - 3 外務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として無償資金協力について評価を実施し、その結果を平成20年5月12日、5月16日、5月26日、6月2日、6月9日、6月17日、6月30日、7月11日、7月23日、7月30日、8月20日、9月17日、11月11日、21年1月15日、2月19日、3月2日及び3月31日に、「外務省における事前評価書」として公表。

表9 - 3 - ア 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（無償資金協力）

	評価対象政策
1	「フリータウン電力供給システム緊急改善計画(2/2)」(シエラレオネ共和国)
2	「アヌラダプラ教育病院整備計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
3	「緊急港湾改修計画」(アンゴラ共和国)
4	「シカソ地域飲料水供給計画」(マリ共和国)
5	「クルガンチュベ - ドゥスティ間道路改修計画」(タジキスタン共和国)
6	「コンボンチャム州病院改善計画」(カンボジア王国)
7	「南太平洋大学情報通信技術センター整備計画」(フィジー諸島共和国)
8	「テグシガルバ緊急給水計画(2/2期)」(ホンジュラス共和国)
9	「ポートビラ港埠頭改善計画」(バヌアツ共和国)
10	「オイスターベイ送配電施設強化計画」(タンザニア連合共和国)
11	「教育施設建設計画」(ブータン王国)
12	「離島間連絡船建造計画」(トンガ王国)
13	「島嶼間フェリー建造計画」(サモア独立国)
14	「バハルヨセフ灌漑用水路ダハブ堰改修計画」(エジプト)
15	「マヘ島零細漁業施設計画」(セーシェル共和国)
16	「保健人材養成機関施設及び機材拡充計画」(モザンビーク共和国)
17	「カトマンズ - バクタプール間道路改修計画」(ネパール)
18	「ファイサラバード上水道整備計画(第2期)」(パキスタン・イスラム共和国)
19	「北部地域教育施設改修及び機材整備計画」(ニカラグア共和国)
20	「第二次ザルカ地区上水道施設改善計画(3/3期)」(ヨルダン・ハシェミット王国)
21	「ボンベイ国際空港改善計画」(ミクロネシア連邦)
22	「マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム向上計画(1/2)」(インドネシア共和国)
23	「ドゥスティ - ニジノピャンジ間道路整備計画(2/2)」(タジキスタン共和国)
24	「ダッカ市廃棄物管理低炭素化転換計画」(バングラデシュ人民共和国)
25	「第二次ザンジバル市街地給水計画」(タンザニア連合共和国)
26	「緊急給水計画」(モザンビーク共和国)
27	「緊急給水計画」(セネガル共和国)
28	「第四次小学校建設計画」(カメルーン共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)の表9 - 4 - 参照。
なお、平成20年8月末までに公表した 1 ~ 20については、21年度予算要求に反映。

(2) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として有償資金協力について評価を実施し、その結果を平成20年5月7日、6月25日、6月30日、8月29日、10月1日、10月23日、21年2月10日、2月19日及び3月31日に、「外務省における事前評価書」として公表。

表9 - 3 - イ 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（有償資金協力）

	評価対象政策
1	「東西道路改修計画(国道70号線)(第一期)」(パキスタン・イスラム共和国)

2	「南部ハイウェイ建設計画(第二期)」(スリランカ民主社会主義共和国)
3	「クルド地域上水道整備計画」(イラク共和国)
4	「気候変動対策プログラム・ローン」(インドネシア共和国)
5	「環境開発計画」(フィリピン共和国)
6	「チェンナイ地下鉄建設計画」(インド)
7	「ハイデラバード外環道路建設計画(フェーズ2)」(インド)
8	「中小零細企業・省エネ支援計画」(インド)
9	「地方都市上下水道整備計画」(アゼルバイジャン共和国)
10	「ハリプール新発電所建設計画(第二期)」(バングラデシュ人民共和国)
11	「デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ2)(第四期)」(インド)
12	「グワハティ上水道整備計画」(インド)
13	「ホゲナカル上水道整備計画・フッ素症対策計画(フェーズ2)」(インド)
14	「バンコク大量輸送網整備計画(レッドライン)(I)」(タイ王国)
15	「ハイフォン都市環境改善計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
16	「第二期ハノイ水環境改善計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
17	「国道・省道橋梁改修計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
18	「ジャカルタ都市高速鉄道計画(第一期)」(インドネシア共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)の表9-4-参照。
 なお、平成20年8月末までに公表した 1～4については、21年度予算要求に反映。

(3) 以下の19件(無償資金協力3、有償資金協力16)は、平成19年4月から、政府開発援助を対象として無償資金協力及び有償資金協力について評価を実施し、その結果をそれぞれ「外務省における事前評価書」として公表し、「平成19年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該政策評価結果の政策への反映状況として21年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表9-3-ウ 新規個別政府開発援助を対象として平成19年度に事前評価した政策

評価対象政策	
無償資金協力	
1	「鳥インフルエンザ等重要家畜疾病診断施設整備計画」(インドネシア共和国)
2	「第四次小学校建設計画」(ベナン共和国)
3	「オロミア州小学校建設計画」(エチオピア連邦民主共和国)
有償資金協力	
4	「モンバサ港開発計画」(ケニア共和国)
5	「災害復興・管理セクター・プログラム・ローン」(インドネシア共和国)
6	「ハリプール新発電所建設計画」(バングラデシュ人民共和国)
7	「新ウランバートル国際空港建設計画」(モンゴル国)
8	「ハリヤナ州送電網整備計画」(インド)
9	「デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ2)(第三期)」(インド)
10	「ハイデラバード外環道路建設計画(フェーズ1)」(インド)
11	「ホゲナカル上水道整備・フッ素症対策計画」(インド)
12	「第4次開発政策借款」(インドネシア共和国)
13	「南北高速道路建設計画(ホーチミン市-ソーザイ間)(第一期)」(ベトナム社会主義国)
14	「ハノイ市環状3号線整備計画」(ベトナム社会主義国)
15	「フエ市水環境改善計画」(ベトナム社会主義国)
16	「バンコク大量輸送網整備計画(パープルライン)()」(タイ王国)
17	「中部ルソン高速道路建設計画」(フィリピン共和国)
18	「ジャワ南線複線化計画(第三期)」(インドネシア共和国)
19	「ヴァルナ港及びブルガス港コンテナターミナル整備計画」(ブルガリア共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)の表9-4-参照。

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度に評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成20年度(平成19年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、外務省の7の基本目標に係る24の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月18日に「平成20年度外務省政策評価書」として公表。

表9-3-エ 総合評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	対アジア大洋州外交	改善・見直し
2	対北米外交	改善・見直し
3	対中南米外交	改善・見直し
4	対欧州外交	改善・見直し
5	対中東外交	改善・見直し
6	対アフリカ外交	改善・見直し
7	国際の平和と安定に対する取組	改善・見直し
8	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	改善・見直し
9	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	改善・見直し
10	国際経済に関する取組	改善・見直し
11	国際法の形成・発展に向けた取組	改善・見直し
12	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	改善・見直し
13	海外広報、文化交流	改善・見直し
14	報道対策、国内広報、IT広報	改善・見直し
15	領事サービスの改善・強化	改善・見直し
16	海外邦人の安全確保に向けた取組	改善・見直し
17	外国人問題への対応強化	改善・見直し
18	外交実施体制の整備・強化	改善・見直し
19	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	改善・見直し
20	経済協力	改善・見直し
21	地球規模の諸問題への取組	改善・見直し
22	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	改善・見直し
23	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	改善・見直し
24	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)の表9-4-参照。

(2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、毎年度に評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成21年度(平成20年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、外務省の7の基本目標に係る24の施策を対象として評価を実施中。

表9-3-オ 総合評価方式により評価実施中の政策

	評価対象政策
1	アジア大洋州地域外交
2	北米地域外交
3	中南米地域外交
4	欧州地域外交
5	中東地域外交
6	アフリカ地域外交

7	国際の平和と安定に対する取組
8	軍備管理・軍縮・不拡散への取組
9	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力
10	国際経済に関する取組
11	国際法の形成・発展に向けた取組
12	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
13	海外広報、文化交流
14	報道対策、国内広報、IT 広報
15	領事サービスの充実
16	海外邦人の安全確保に向けた取組
17	外国人問題への対応強化
18	外交実施体制の整備・強化
19	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革
20	経済協力
21	地球規模の諸問題への取組
22	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献
23	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献
24	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

(3) 「平成 20 年度（平成 19 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未着手（法第 7 条第 2 項第 2 号イ）の 1 件を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 18 日に「平成 20 年度外務省政策評価書」として公表。

表 9 - 3 - カ 未着手の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「スービック自由港環境整備計画()」(フィリピン)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html) の表 9 - 4 - 参照。

(4) 「平成 20 年度（平成 19 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未了（法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）の 24 件を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 18 日に「平成 20 年度外務省政策評価書」として公表。

表 9 - 3 - キ 未了の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「上水道セクター整備計画()」(モロッコ)	引き続き推進
2	「カル河水源開発・給水拡張計画」(スリランカ)	引き続き推進
3	「ジャムナ橋アクセス道路計画」(バングラデシュ)	引き続き推進
4	「道路整備計画」(ルーマニア)	引き続き推進
5	「山西省王曲火力発電所建設計画」(中国)	引き続き推進
6	「電力フロンティア拡張計画(1)」(ペルー)	引き続き推進
7	「産業環状道路建設計画」(タイ)	引き続き推進
8	「マニプ - ル州養蚕計画」(インド)	引き続き推進
9	「電力リハビリ計画」(グルジア)	引き続き推進
10	「道路整備計画()」(パラグアイ)	引き続き推進
11	「農業部門強化計画()」(パラグアイ)	引き続き推進
12	「ガジャマダ大学整備計画」(インドネシア)	引き続き推進
13	「都市内幹線道路改良計画」(インドネシア)	引き続き推進
14	「メダン洪水防御計画」(インドネシア)	引き続き推進
15	「チタルム川上流域治水計画(2)」(インドネシア)	引き続き推進
16	「タラハン石炭火力発電計画」(インドネシア)	引き続き推進
17	「ドマイ港開発計画(2)」(インドネシア)	引き続き推進

18	「デポック車庫建設計画」(インドネシア)	引き続き推進
19	「ジャワ北幹線鉄道複線化計画(2)」(インドネシア)	引き続き推進
20	「ブルガス港拡張計画」(ブルガリア)	引き続き推進
21	「都市洪水対策計画」(チュニジア)	引き続き推進
22	「中部ベトナム地方通信網整備計画」(ベトナム)	引き続き推進
23	「ドンナイノバリア・ブントウ省上水道整備計画(1)」(ベトナム)	引き続き推進
24	「国道 18 号線改良計画」(ベトナム)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)の表9 - 4 - 参照。

政策体系(外務省)

この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの

基本目標	施策	具体的施策
地域別外交:各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、望ましい国際環境を確保すること	1 対アジア大洋州外交:アジア地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること	1 東アジアにおける地域協力の強化 2 朝鮮半島の安定に向けた努力 3 未来志向の日韓関係の推進 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 7 南西アジア諸国との友好関係の強化 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化
	2 対北米外交:我が国外交の要である日米同盟関係の維持・強化及び日加関係を更に推進すること	1 北米諸国との政治分野での協力推進 2 北米諸国との経済分野での協力推進 3 米国との安全保障分野での協力推進
	3 対中南米外交:中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること	1 中南米地域の多国間フォーラム及びメキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの協力・交流の強化 2 南米・カリブ諸国との協力・交流の強化
	4 対欧州外交:統合の深化と拡大を続けるEUとの関係強化及び欧州各国、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること	1 欧州地域との総合的な関係強化 2 西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
	5 対中東外交:中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること	1 中東和平実現に向けた働きかけ 2 イラクの平和と安定のための支援 3 アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援 4 中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大 5 中東地域産油国(特にGCC(湾岸協力理事会))諸国との経済関係強化
	6 対アフリカ外交:アフリカ開発の促進、対アフリカ外交を通じた国際社会でのリーダーシップ強化、及びアフリカとのパイ・マルチでの協力関係を強化すること	1 アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発の推進 2 多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進 3 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進

分野別外交：国民の安全の確保と繁栄を促進し、望ましい国際環境を確保すること

1 国際の平和と安定に対する取組：国際貢献能力を向上し、国際貢献を積極的に推進すること

- 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信
- 2 日本の安全保障政策に係る基本的な外交政策
- 3 国際平和協力の拡充、体制の整備
- 4 国際テロ対策協力
- 5 国連における我が国の地位向上及び望ましい国連の実現
- 6 国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強
- 7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進
- 8 国際組織犯罪への取組

2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組：大量破壊兵器やテロの脅威への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること

- 1 大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散
- 2 地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化

3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力：原子力の平和的利用を促進し、及び国際的な研究・開発を推進・強化し、及び科学技術分野の国際協力を推進すること

- 1 原子力の平和的利用のための国際協力の推進
- 2 科学技術に係る国際協力の推進

4 国際経済に関する取組：我が国の経済外交における国益を保護・増進すること

- 1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進
- 2 グローバル化の進展に対応する国際的な取組
- 3 重層的な経済関係の強化
- 4 経済安全保障の強化
- 5 海外の日本企業支援と対日投資の促進

5 国際法の形成・発展に向けた取組：新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること

- 1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用
- 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施
- 3 経済分野における国際約束の締結・実施
- 4 社会分野における国際約束の締結・実施

6 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供：情報収集及び情報分析能力の強化、並びに政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供を行うことにより、外交政策の立案・実施に寄与すること

広報、文化交流及び報道対策：海外における対日理解の促進と親日感の醸成を図るとともに、国内外における我が国外交政策への理解を増進し、もって日本外交を展開する上での環境を整備すること

1 海外広報、文化交流：海外向け広報の実施、国際文化交流事業を展開・促進、及び世界各国の文化の発展に向けた国際貢献により、諸外国国民の対日理解の促進及び親日感の醸成を図り、日本外交を展開する上での環境を整備すること

- 1 海外広報
- 2 国際文化交流の促進
- 3 文化の分野における国際協力

2 報道対策、国内広報、IT広報：我が国の外交政策に関する国内外での理解を増進すること

- 1 効果的な外国報道機関対策の実施
- 2 適切な国内広報・報道機関対策の実施
- 3 効果的なIT広報の実施

